

【川本農業者トレーニングセンター】主な事例に対する利用可否の判断

No.	主な事例	利用の可否	可否の理由
1	個人、また、地域団体、同好会、サークル等の団体によるスポーツ活動	○	利用目的である健康増進に該当するため
2	地域団体、同好会、サークル等の団体が構成員を対象に、スポーツ大会や教室を開催	○	利用目的である健康増進に該当するほか、営利目的に該当しないため
3	個人、地域団体、同好会、サークル等の団体が参加者を募集し、参加費を徴収し、スポーツ大会や教室を開催	△	参加者より参加費等を徴収する場合、それが開催する教室の運営管理費であって、営利性が認められない場合、利用を可とする
4	企業のサークル活動としてのスポーツ活動	○	利用目的である健康増進に該当し、営利目的に該当しないため
5	企業社員の福利厚生事業としてのスポーツ大会	○	利用目的である健康増進に該当し、非営利目的の範囲である福利厚生事業に該当するため
6	企業が参加者を募集し、スポーツ大会や教室を開催	×	営利目的に該当するため
7	企業が福利厚生事業として、2日以上にわたり施設を占有し、スポーツ大会等を実施	×	2日以上連続した占有利用に該当するため